柚野中学校部活動ガイドライン 2025. 4.1

柚野中学校部活動ガイドラインは、富士宮市立中学校部活動ガイドラインをもと に、柚野中生にとって望ましいスポーツの環境を構築するという観点に立ち、部活動が 最適な形で実施できることを目的で策定しました。

- 1 柚野中学校部活動ガイドライン(以下、「本校ガイドライン」という) 策定の 趣旨
 - (1) 柚野中生徒がスポーツを楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
 - (2) 柚野中生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
 - (3) 柚野中学校全体として「教職員の働き方改革」を鑑み、部活動の指導・運営の工夫を行い、持続可能な運営体制を構築する。
- 2 部活動の目的

異学年の共通の興味や関心をもつ生徒同士が、集団で練習や試合等に取り組むことで社会生活の基本的な資質(ルール・マナー)を育成する。また技能の習得や責任ある行動の育成により、健全なる心身の発達と個性の伸長をはかる。

- 3 部活動運営体制
 - (1) 校長は、本校ガイドラインを毎年度策定し、学校ホームページに掲載する。
 - (2) 各部活動顧問は、年度当初に年間活動計画(活動日、休養日、大会参加予定等) を作成し、校長に提出する。承認を得て、生徒保護者へ配付する。
 - (3) 各部活動顧問は、毎月の活動計画(前月の25日までに作成)と活動実績(翌月の5日までに作成)を校長に提出する。
 - (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績で各部の活動内容・活動時間を確認し、生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるように支援・指導する。
- 4 部活動への加入
 - (1) 入部後は原則として、3年間同一部とする。
 - (2) 入退部及び転部は必ず担任と顧問に届け出をし、保護者の同意書を顧問に提出する。
 - (3) 外部クラブ等で活動しているなどの事情がある場合は、個別に対応する。
- 5 活動日及び活動時間と休養日
 - (1) 平日
 - ア 週3日以内の活動日とする。
 - イ 1日の活動時間は長くとも2時間以内かつ午後5時までとする。 (延長時間も含む)
 - ※活動終了時刻は別に定める。
 - ウ 部活動を延長する場合は、以下の条件全てに当てはまる場合に限り行えるもの とする。
 - ・生徒、保護者の要望があり、事前に校長の許可を得ていること。
 - ・必ず顧問が指導監督を行うこと。

- ・延長可能な期間は大会等前2週間以内で、延長時間は最大30分(活動時間は延長時間を含み2時間以内かつ午後5時まで)とすること。
- ・生徒の下校時の安全を確保すること。(原則保護者による迎え)
- (2) 休日 (土・日)
 - ア 活動する場合は、土曜日または日曜日のどちらか1日とする。
 - イ 活動時間は長くとも3時間程度(準備、片付けを含む)とする。ただし、大会 や練習試合等が計画されている場合は、校長の承認のもと活動する。
 - ウ 休日の1ヵ月の活動時間は、32時間以内とする。
- (3) 休養日(1週間で3日以上の休養日を設ける)
 - ア 平日に2日以上休養日を設ける。(月曜日と水曜日を原則とする)
 - イ 土曜日または日曜日、少なくともどちらか1日を休養日とする。
 - ウ 週末に大会参加等で2日活動した場合は、休養日を次の週に1日振り替える。
- (4) 長期休業日
 - ア 平日の活動時間は長くとも3時間程度(準備、片付けを含む)とする。
 - イ 土曜日及び日曜日は休養日とする。
 - ウ 各部活動で、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (5) 富士宮市共通の部活動休止日
 - ア 夏季休業中の学校閉庁日(5日間)
 - イ 年末年始の休日 (12/29~1/3)
 - ウ 総合防災訓練及び地域防災訓練の午前中
- 6 運用上の留意点
 - (1) 平日の活動終了予定時刻(※日没を考慮し変更する場合もある。)

月	終了時刻	完全下校	月	終了時刻	完全下校
4月~9月	17:00	17:15	1月	16:30	16:45
10 月前半	16:45	17:00	2月前半	16:45	17:00
10 月後半	16:30	16:45	2月後半	17:00	17:15
11・12月	16:15	16:30	~3月		

- (2) 活動中止日
 - ・定期テスト期間の3日前からテスト終了日まで。
 - ・その他、行事や生徒の安全・健康管理等のために本校で部活動中止と判断した日。
- (3) 朝練習は原則として行わない。
- (4) 気象状況の急変(高温多湿、落雷、暴風等)により健康被害や事故につながる恐れがあるときは直ちに活動を中止する。
- (5) 大会等の前や長期休業中にまとまった活動時間が必要な場合は、校長承認のもと 実施可能であるが、超過した活動日数・時間については必ず別日に振り替える。
- (6) 各顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (7) その他、本校ガイドラインを運用する中で発生する諸問題については、その都度 職員会議で協議し決定する。

※本ガイドラインの運用は令和7年4月からとする